

○文部科学省告示第百十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十五日

文部科学大臣 平野 博文

アドニス の死	死せるアドニスの変身	大蛇ピュトン を殺すアポロン とディアナ		果物籠を持つサテュロスと召 使いの娘	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	リヒテンシュ タイン公爵ハ ンス・アダム2 世		ダミアン・シエ ーボルン・ブ ーフハイム	指定美術品等 の所有者の氏 名又は名称及 び法人にあつ ては、その代表 者の氏名
同右	同右	同右		平成二十四年 七月二十五日	指定をした日
同右	同右	同右		平成二十五年 六月二十二日 まで	指定の有効期 間
同右	同右	同右		独立行政法人国立美 術館 理事長 青柳 正規 東京都千代田区北の 丸公園三番一号	指定美術品等を公開 しようとする者の氏 名又は名称及び住所 並びに法人にあつて は、その代表者の氏 名
同右	同右	同右		高知県立美術館 高知県高知市高須三百五十三番地二 平成二十五年一月五日から同年三月 七日まで	指定美術品等を公開する予定の施設 の名称及び所在地並びに指定美術品 等を公開する予定の期間
同右	同右	同右		国立新美術館 東京都港区六本木七丁目二十二番二 号 平成二十四年十月三日から同年十二 月二十三日まで	
同右	同右	同右		京都市美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百 二十四番地 平成二十五年三月十九日から同年六 月九日まで	















